

第 9 回 官業民営化等 WG 議事録（内閣府ヒアリング）

1 . 日時：平成 1 6 年 9 月 2 8 日（火）10:00～10:30

2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 会議室

3 . 項目：国立公文書館

4 . 出席：○規制改革・民間開放推進会議

鈴木主査、黒川委員、原委員、大橋専門委員、福井専門委員

○内閣府

大臣官房企画調整課 課長 川口 康裕

（以下「川口企画調整課長」という）

独立行政法人国立公文書館総務課 課長 石堂 達夫

（以下「石堂独立行政法人国立公文書館総務課長」という）

○鈴木主査 おはようございます。朝早くからありがとうございます。

それでは、第 9 回の「官業民営化等 WG」を開催いたします。

今日は「公的施設等の整備・管理・運営」について、各省からヒアリングさせていただきたいと思います。

当ワーキンググループでは、各ジャンルごとに責任担当の委員と専門委員をお願いをしております。この公的施設等の整備・管理・運営につきましては、原委員と大橋専門委員が担当しております。よろしくお願いいたします。進行についても担当委員の方からお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○大橋専門委員 どうもお忙しい中ありがとうございます。

早速でございますが、では、御説明をお願いしたいと思います。

○川口企画調整課長 内閣府大臣官房企画調整課長の川口でございます。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それから、公文書館から。

○石堂独立行政法人国立公文書館総務課長 石堂でございます。よろしくお願いいたします。

○川口企画調整課長 それでは、御説明させていただきます。

○大橋専門委員 よろしく申し上げます。

○川口企画調整課長 せっかくの機会でございますので、資料をいろいろお持ちしまして、少し施策の PR、説明をと思いましたが、時間の限りがございますので、要点のみ説明させていただきます。

様式によりまして、1 枚紙を提出しておりますが、「公文書館制度の意義」と書いた横長の紙で御説明をさせていただければ、幸いです。

本日の議題は、国立公文書館でございますが、そもそも「公文書館とは」ということで、

何をしているか御理解いただければと思います。

国等が各種公文書を作成いたしますが、その中から重要なものを評価・選別いたしまして保存し、一般の利用に供するというところでございます。公文書は、ただいま席上にある資料も公文書でございますが、公文書は国民が共有すべき遺産でございます、作成した内閣府あるいはこの事務局個人が将来私有するというべきものではございません。

ただ、まだ残念ながら、政府部内にはそういう風潮が残っているのが事実でございます。ただ、公文書館制度は、これは公文書等を国民が共有すべき遺産にするというための制度でございます、これは国の基本的な責務・機能であるということでございます。

特に最近の説明責任の重要性が各方面で言われております。特に情報公開法ということが整備されている中で、公文書館制度は将来の国民への説明責任を果たすために不可欠のものということでございます。

2 ページ目をお開きいただきますと、公文書館制度は、フランス革命直後のパリにおいて設置されて以来、各国において国家存立の基盤に関わる制度として普及しております。残念ながら日本には明治維新後、この制度は輸入されなかったということでございます。

現在、欧米では説明責任のための民主主義の本質に深く関わる施設として定着をしております。我が国においても公文書館制度は国際的にも遜色のないものとする必要があるというように言われております。

現時点ではどうかということでございますが、そうしたものになれば、後世における歴史の批判の可能性を確保するということで、意思決定に当たる公務員の公正な意思決定を担保することができるという重要な意義がございます。

3 ページでございますが、本日の議題にも関係ありますが、公文書館の職員数でございます。日本は 42 人、アメリカは 2,500 人を超えております。折れ線グラフが G D P でございますが、アメリカ並みの国力に仮に公文書館の館員数が比例するとすれば、1,000 人を超える公文書館館員が必要ということでございますが、日本を除きますと大体 G D P に比例した数の国家公務員の公文書館員がいるということでございます。この数の解釈というのは少々色々な解釈がありますが、事実としてはこういうことになっているということでございます。

韓国においても、金大中政権成立以降、記録文化ルネッサンスということで、非常に充実が図られております。

4 ページでございますが、公文書は原本が 1 つしか存在しないということでございまして、これを同じ施設で安定的・永続的に保存していく必要があるということで、この国の公文書等の管理は国の責任で行う必要があるというのが、近代、公文書館制度をつくっている各国の共通の理解でございます。したがって、国立公文書館はどこの国でも国の機関であり、国家公務員により運営されているということでございます。

民間開放の先進国である米国におきましても、連邦の公文書館だけで 2,500 人を超える公務員が公文書記録管理局に勤務しているということでございます。我が国では、国立公

文書館は総理府の附属機関でございましたが、平成 13 年 4 月より独立行政法人になっているということでございます。

5 ページでございますが、各国の比較をしております、国と法人格を異にするシステムを取っているのは私どもの承知している限りでは日本だけということでございまして、各国とも国の機関の一部ということでございます。とりわけアメリカでは非常に高い地位を与えられまして、国家統合の象徴の文書を保存する施設として非常に重たい責任を負わされております。

6 ページでございますが、今のような課題につきまして、最近の我が国でございますけれども、小泉総理が施政方針演説の中で、公文書館制度の拡充・強化に国として取り組む方針を本年 1 月明らかにしたところでございまして、これを受けまして、並行して行われておりました官房長官の懇談会におきまして、報告書、具体的な体制整備の方策が提言をされたところでございます。現時点では、まだこれは実現をされておられません。

報告書は配布しておりますが、7 ページにポイントを書いております。国の公文書をどのような基準で国立公文書館に移管をするか、この基準を明確にする。もっと厳しく義務付けろということでございます。

各省が保存している現用文書を省庁横断的に集中管理をするシステムをつくるように。それから、公文書の収集対象として、現在、情報公開法の対象となっていない司法機関、立法機関の文書も保存対象とするように。

電子媒体その他、写真等、映像等の媒体多様化へも対応する。

行政利用を前提とした体制整備をする。すなわち一般国民は勿論ですが、国の機関がもっと利用しやすい公文書館になるようにということでございます。

8 ページでございますが、こうした懇談会とは別に内閣府にも独立行政法人評価委員会というのがございまして、公文書館その他の独法を見ていただいておりますが、ここがまとめた 8 月の意見では、国立公文書館は現在の独立行政法人という組織形態を見直して、国の機関として、その充実・強化を図るべしということを求めています。これが 8 ページでございます。

9 ページでございますが、以下、御質問の論点について簡単に御説明をさせていただきます。最初に、国立公文書館はこういう形で独立行政法人でございますが、維持管理に当たり民間委託をできる限り行って、コストの削減に努めております。人数も少ないものですから、できる限り民間委託をするという考え方でございまして、電気・機械設備、修繕、庁舎の警備、清掃、LAN システム、会計システムの保守等をしております。その他、42 人とは別に非常勤職員をできるだけ雇用しているということでございます。

したがって、ほとんどについて民間委託を行っておりますが、公文書館制度を国際的に遜色のないものとする。説明責任を果たすとりでとするという観点から、適切な民間委託ということがあれば、今後とも前向きに検討をしてみたいと考えております。

10 ページは、利用状況ということで、資料をいろんな指標で整理をしております。こう

いう指標を追いかけていくということも独法評価委員会から求められておりますので、よく注意しております。

11 ページでございますが、収支の内訳でございますが、経常費用を年間 16 億円余でございますが、自己収入が 500 万円弱でございますして、ほとんどが運営費交付金収益で賄われているということでございます。

12 ページが、その数字でございます。

13 ページでございますが、今、国立公文書館の職員すべてではございますが、42 人公務員を置いているわけでございますが、その 42 人の公務員の担う必要性ということでございます。

公文書館制度は公文書等のライフサイクル。ライフサイクルと申しますのは、まず我々公務員が起案をする、文書を書くというところから始まりまして、最終的に廃棄あるいは保存をするというまでが一貫したライフサイクルでございますが、現用文書から非現用文書と言われる、一応、各自分の役所で保存する必要性なくなるまでの期間、これは一貫したライフサイクルを全体として管理する必要性がございます。そのうち、公文書館は一応各省の手を離れる非現用文書のところを担当をしているということでございますが、国立公文書館はどのような文書を残すべきかという評価・選別。それから、一般国民に公開していいかの判断。各省の保存・利用に関して、専門技術的な助言等を行うことを任務としておりまして、各方面の信頼性が極めて重要ということで、行政を熟知し厳格な守秘義務等を課せられた公務員が担当する必要があるというふうに考えております。

特に、私は今、各省の事務次官を回りまして、文書の移管をお願いをしまっているところでございますが、国の機関から歴史的公文書の移管が円滑に国立公文書館に移管するためには、各省、国の機関との信頼関係が特に重要ということでございまして、やはり国家公務員という資格を持った人がしっかり管理しているということが、国の機関から公文書館に重要な文書、秘密の文書も含めて移管してもらうためには重要であるということを感じている次第でございます。

そういうこともあってか、諸外国でも公文書の保存・利用に関する事務は国家公務員が行うというのがグローバルスタンダードでございます。

14 ページでございますが、守秘義務についてももう少し書いてございます。国立公文書館にある資料というのは、すべてが公開できるものではございません。ただ、将来ある時点では公開できるというものがございます。そこは現時点では秘の情報でも集めて、将来公開すると。原理的には公開し得るということでやっております。

公開の可否の判断と公開できないものを館内に保管するということでございますが、その内容については、公文書館員は熟知していることが逆に求められておりまして、その意味で秘の情報に対して日々接する立場にあるということでございます。ということで公務員同様の厳格な守秘義務を課す必要があるというふうに考えております。

これからだんだん各省の機能、アウトソーシングと言いますか、公文書館にアウトソー

シングをするという時代になりつつあります。これはアメリカのやり方でございますが、各省の公文書の内容を熟知して、逆に各省にその文書の所在をレファレンスサービスをするということが求められております。そういう意味でも各省と同様の常勤の公務員が一定数、42人。諸外国に比べて一番少ない人数ですが、42人最低限は必要であると考えております。

15 ページでございますが、では、公文書館の事務自体をアウトソーシングを制限している法令があるかということでございますが、直接それに言及しているものはないのではないかとこのように考えております。どういようにすべきかということについては、国立公文書館法、その他情報公開法、関連法令の趣旨を見ながら判断をしていくべきというように考えておまして、アメリカとか諸外国の民間委託の様子なども、いろいろネットワークがございますので聞いておりますが、おおむね諸外国同様のアウトソーシングが現時点でできているのではないかとこのように考えております。

16 ページは、主だった条文を付けています。

その他、配布資料ですが、最近この情報公開の重要、説明責任ということで、各社から公文書の保存について、もっと政府は真剣にやるようにというおしかりを受けておまして、関連の社説を配布をさせていただいております。いろいろ課題が多い状況でございますが、一層の民間委託という課題もしっかり念頭に置きながら、公文書館が将来の国民への説明責任を果たすための社会的基盤になるということを目指して努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大橋専門委員　ありがとうございました。

何か。

○原委員　2点ほど、お願いしたいのですけれども、8ページに独立行政法人の評価委員会こういった国へというような意見が出たということで、これはこちらの委員会の見解ということか、それとも、だれか一人の御意見ということで出されたものかということの確認が1点。

それから、確かにアメリカと日本とを比べると職員の数が二千数百人と42人ではけた違いということになりますけれども、例えば、その利用率のようなことが10ページに利用状況として出ているわけですが、この利用状況を見ると余り利用されていないというようなこともあって、何か基本的にアメリカと日本の仕組みとか考え方というのは違っているのではないかなというように思われるのですけれども、そのところをもう少し御説明をいただきたいというように思います。

○川口企画調整課長　独立行政法人は中期計画、中期目標と期間がございまして、この独法評価委員会を公文書館ができて以来、基本的に同じメンバーの方が平成13年以来、折に触れ見ていただいていたわけですが、この今回の中期的に期間を通算をして、この評価委員会の任務としての最終見解と言いますか、中期を目指した最終見解として、この評価委

員会の見解というものがまとめられておりますので、個人の意見というものではございません。非常に重たいものでございますので、私どもとしては、行政的には非常に厳しい御意見ということでございます。

第2点では、米国と日本の公文書館の性格は確かに異なるのではないかという点につきましては、米国の利用者状況、私も米国に出張もいたしましたし、米国にもおりました、公文書館が一般の省庁にいかにか浸透しているかというのを身にしみて帰ってまいりましたが、日本の現実とアメリカの現実とは確かに大きく違いがございます。

利用者の数も恐らくは相当違うし、アメリカの公文書館には日本の研究者も多数訪れております。日本のことについてもアメリカに行った方がよくわかるということさえ言われております。

ただ、出張にはカナダとか韓国ですとか中国にも手分けをしてまいりましたが、そこでわかりましたことは、アメリカが特殊なのではなく日本が特殊なのだということであります。ですから、これは歴史的背景もあると思いますが、歴史の長い中国、イギリス、フランスというような国と、歴史の短いカナダのような国がどちらも歴史的文書の保存に非常に力を入れているという中で、日本はどうしてこういう状態になっているのかということは、まさに懇談会の中で議論をされていたことございまして、そういう現状について、特にマスコミの方が現在気づいて、説明責任ということは単に将来の人に、歴史家のためにあるわけではなくて、現在の公務員の仕事を充実させるためにも非常に重要だということでございます。

ですから、この推進会議の御議論を是非未来に残す歴史文書の中に入れていただきたいと強く感じているわけでございますが、アメリカと日本は違っております。ただ、日本とカナダも違っております。日本と韓国とも違ってしております。日本だけが違っているということでございます。

○大橋専門委員 あらゆる公文書は、その国立公文書館の対象になっているのかどうか。特に外交文書というのは外交史料館というのがありますが、その外交史料館との関係がどうなっているのか。それともすみ分けというか、どうなっているのか。これが1つ。

それから、13ページが御説明のポイントだと思うが、どうも13ページの御説明では、なぜ公文書等の保存・利用に関する事務を包括的に民間機関に移管してはならないかという理由には十分説得的ではないんじゃないかと、私は思うんですね。

具体的に申し上げれば、例えば、1ですね。その現用文書というのは確かにこれは行政機関の現公務員がやっているわけですが、だから、それとの横並びで非現用文書の管理を行う公文書館も公務員でなければならないという御説明ではないかと思えますけれども、それは論理的には必ずしも成立していないというのが、まず1の問題ですね。

2についても、政治的中立性、厳格な守秘義務が求められるということを書いてありますが、仮にその民間事業者に包括的な委託をしても、その民間事業者との間で包括的な契約によって政治的な中立性とか、あるいは厳格な守秘義務というのは十分確保し得ると思

うんですね。8月の中間答申は、まさにそういうことを言っているわけです。

だから、厳格な守秘義務というのは必ずしも公務員でなければならない、逆に言えば公務員だから厳格な守秘義務が守られると言うことはしないよということを言っているわけで、あえてこの2にそういうことの主張を展開されるというのは、何か公文書館というものの特殊具体性、中間報告はその守秘義務というのは必ずしも公務員でなくとも確保できますよという主張を展開しているわけですが、そういう中であえてこういう2を出すという意味があるとすれば、それは公文書館の特殊具体性を説明してもらわなければ、それがどうも私にはよくわからない。

3についても同様です。「将来の国民への説明責任」、これは非常に大事なことです。これはもう私も大賛成ですが、将来の国民への説明責任を果たすためには何でも公務員がやらなければならないというものではないでしょう。そういう意味で、3というのも決定的な反論にはなり得ないのではないかと思います。

4は、グローバルスタンダード。確かに諸外国、特に先進諸国では国家公務員あるいは公務員がやっているんだろと思いますが、だから私のところも絶対やらなければならぬという理屈にはならないのではないかと。現に課長が説明したように、日本では特殊法人、独立行政法人という国とは違う主体がやっているわけですから、もしグローバルスタンダードだったら国の機関でやらなければですね。それを独立行政法人で行っているわけですから、必ずしも、ほかの国がそうだから私のところもそうでなければならないということにはならないというように思います。

○川口企画調整課長 多数御指摘をいただいておりますが、1点目でございます。国の機関、これは司法も立法も含まれますが、この文書をどのように保存するかについての総合的な責任は内閣府にございます。ただ、その内閣府の調整の中で、外交文書、宮内庁の文書については特例として外交史料館と宮内庁書陵部で保存していただいております。その他、防衛庁、金融庁、財務省のすべては国立公文書館に集中するという考え方でございます。ですから、ごく例外的に2つと。これは諸外国では取っている方式ではございません。そういう意味でもグローバルスタンダードを外れております。

現用文書について、現用、非現用の連続性というのはだんだん、その概念自体が今、議論の対象になっておりますが、諸外国の公文書館は現用文書管理もより強い権限がございますので、その点でも日本の公文書館はグローバルスタンダードを外れておりますが、ただ、助言という弱い権限ではございますけれども、各省にも文書管理について、公文書館はいろいろ研修等助言をしております。

そういう中で、守秘義務を契約で課せばよいかということについては、一般論としては御検討されておりますので、それ自体について申し上げることはできないわけではございますが、正直言いまして、各省にある非常に貴重な文書。それは機密であることも多いわけですが、そういうものこそ公文書館に入れてほしいと強く考えております。それがこの使命を果たすために重要だということでございますが、そういうものは時に国家的機密でこ

ざいます。当該機密が漏洩した場合の問題点という、あるいは私企業にとっての経済的利益は計り知れないものがございますが、防衛秘、公安秘等がございます。そういうものはアメリカでは公文書館にあり、私は部屋には入れてもらえませんでした、ある場所まで行っておりますが、そういうものが現実問題、日本にはそれほど入ってきていないということです。ただ、制度的には本来入るべきものとなっております。

そういうものについて、中身を熟知して適切に秘、あるいは保存、将来の公開というのを適切に行うためには、やはり民間企業への委託ということではできないと考えております。民事契約の抑止効果についてはいろいろ御議論があると思います。私も製造物責任法、消費者契約法等を担当して、いろいろ議論を、一部個人的にもしておりますが、究極のところ、民事的なものは公文書館の場合は事の重要性、国家的機密をも保存することを考えれば、それは各省ではなく公文書館でも保存するという本来の使命からして、公文書館には当てはまらないのではないかと。十分ではないのではないかとこのように考えています。一般的に申し上げるつもりはございません。

グローバルスタンダードなんだから私もという点につきましては、それ自体で当然なるわけでありません。諸外国は国の機関の一部でやっておりますが、日本は独立行政法人でやっているという意味では、日本は既にそこは外れているわけです。そこは日本なりに工夫をしていけばよいということでございますので、現在の独立行政法人というスタイルは十分合理性のあるものというように、事務的には考えておりますが、評価委員会は別の意見を持っているわけですが、私どもは十分合理性のあるものというように考えておりますが、そうであっても基本的には独立行政法人という枠の中ではございますが、やはり本来高度な、現時点では機密に属するものもしっかり保存するという使命からすると、やはり公務員がしっかり管理をする。全員ではございません。一定数の公務員しかアクセスできない文書というものがやはりあるのではないかとこのように考えております。

多数御指摘いただきましたが、お答え漏れがあれば、恐縮でございますが、御指摘いただければと思います。

○大橋専門委員 どうぞ。

○福井専門委員 公務員の論拠の、政治的中立性とか守秘義務なんです、これは公務員という身分に当然に付随しているというよりは、民間人でもこれをかければ、みなし公務員と同様の厳しい制約に服するということはあり得るわけですから、要するにその場合のみなし公務員と公務員とで何か質的な差はあるとお考えですか。

○川口企画調整課長 独立行政法人ですので、もともと純粹の国の機関の公務員とは違うものについて、独法通則法で。

○福井専門委員 いえ、純粹の民間企業の人間でもみなし公務員、あるいはみなし公務員と言わなくても、中立性守秘義務というのは、別に個別の行為規制法規でかけることはできるわけです。

○川口企画調整課長 私どもは守秘義務だけではなくて、やはり信用失墜行為の禁止です

とか、服務専念義務、政治的行為の制限、私企業からの隔離等の諸規定がいずれも国立公文書館の職員には適用されるべきというように考えております。

○福井専門委員 だから、そういう行為の話ですね。今おっしゃったような幾つかの行為規制が厳格に法令の規律で課されていればそこは同等であって、公務員であるから秘密が守れるというよりは、公務員だって守秘義務があるから秘密を守っているわけですから、おっしゃるのは一種の行為規制ですね。そこは多分、私たちも共通のところはあると思うのです。

もう一つは、信頼関係ということなのですが、これも例えば、公務員同士にせよ公務員と民間にせよ、公務員が信頼されるのもそれは公務員という肩書きがあるかどうかではなくて、やはり公務員は、基本的に職務上知り得た秘密は人に漏らしてはいけないこととされているし、あるいはまた政治的中立だと思われるから、そういう側面において、その限りにおいて信頼があるというわけです。これも公務員だということにアプリアリに付随する特質ではなくて、やはりおっしゃったような行為規制をかけているときのその行為規制の制約に服するという効果として信頼関係があるということだと思うのです。だから、今それは各省の事務次官に話されて、公務員だから信頼関係があるというようなお話がありました。それはそうかもしれないと思いますが、要するに今あるから、というのは、これは別に最初やるときにはどこもまだ今までの実績はないわけですから、やってみなければわからないということがありますし、更に言えばその信頼関係だって、個人的な意味ではなくて法的な意味で言えば、やはり信頼関係の前提になるような信頼感を担保するような措置が行為規制として課せられているかどうか。そこがしっかりしているかどうかの問題だと思いますけれども。

○川口企画調整課長 私は公務員制度に必ずしもそれほど明るいわけではございませんが、やはり公務員というという法的地位というのは国家公務員法の個別の条文の束というふうに理解をしておりますので、そこを国立公文書館職員、一定数の42人に当てはめるときに、一つ一つ、一条一条適用の必要性というのを検討されるべしということですが、現時点では言わば独立行政法人で除外されているものを除いた国家公務員法の適用されるような法的地位というのが必要なのではないかというように思っております。

○福井専門委員 ここで政治的中立性と厳格な守秘義務の2つの例示がありますが、ほかの「等」に当たるのは具体的には何でしょうか。

○川口企画調整課長 信用失墜行為の禁止、服務専念義務、私企業からの隔離を一応念頭に置いております。

○福井専門委員 そうであれば、今おっしゃった条項を並べて、同等の重みの規律を課せば、それでいいということになりますね。

○川口企画調整課長 そこは法律的テクニックの問題なのかなというようには思いますが、とりあえず念頭に置いていますのは、そうしたものです。

○福井専門委員 テクニックが許せば、それでいいわけですね。政策的論拠としては。

- 川口企画調整課長 最低限、今申し上げたものについては必要かなと。
- 福井専門委員 いや、最低限ではなくて全部知りたいのです。
- 川口企画調整課長 公務員全部というところにつきまして。
- 福井専門委員 「等」をすべて教えてほしいのです。この場で。
- 川口企画調整課長 申し訳ございません。すべては持ち合わせておりません。
- 福井専門委員 ということは、それ以外の事項は今まで検討されていないわけですね。この場で言えない、これまで検討されていないことがこの後で出てくることがあり得るわけですか。
- 川口企画調整課長 独立行政法人に移行する際に検討をしておるわけですね。独立行政法人というのは、ただ国立公文書館法が自由自在につくっていい枠組みではございませんでしたので、独立行政法人という大きな流れの中で検討して、それにふさわしい存在であろうということで移行をしたわけでございますが、国家公務員法の全体と現在の全体すべてについて、今申し上げる用意はございません。
- 福井専門委員 だとしたらなおさら、この歴史資料として重要だとか管理をきちんとすべきだという、その点については全く共通なわけで、要するにそれを担うのが常勤の国家公務員という身分に属する人種でなければならぬ、という命題は果たして真かどうかというのがここでの争点なわけです。
- その観点からすれば、おっしゃっているのが政治的中立性とか厳格な守秘義務とか、まさに目的があつての身分ですから、その目的に必要な、あるいは十分な限りににおいて何が求められるのかということを議論すれば足りるので、公務員が身分の束だとおっしゃいましたけれども、それではおよそ議論にならないのであって、何のための身分か、何のための行為規制というのをやはり個々に見ていかないと、公文書の保管という目的に合致するかどうかというのがなかなか明らかにならないと思います。
- 川口企画調整課長 身分の束というのは、申し上げていたとしたら適切ではありませんで、おっしゃっている個々の条文が示している、先ほど申し上げましたような守秘義務のほか、信用失墜行為の禁止ですとか服務専念義務とか政治行為の制限とか私企業からの隔離ということに縛られた法的地位の集合体で、それ以外の公務員については、全部を網羅的に今申し上げられないということで、一方、公務員というのが人種とかそういうようには考えておりませんで、懇談会の中でもこういう仕事にふさわしい人というのは別に最初から採用する必要はございませんで、立派な方をこういう公務員にですね、民間にいる有識者、研究者などをこういう公文書館などに途中でなると。福井先生が公文書館館長になるとか、そういうことも全く問題はないわけで、その公文書館の職員でいる際には公務員である必要がある。
- ですから、そういう意味で人種的に私どもの役所に採用されたものがずっとそれをやりなさいということを意味しているものでは全くございません。
- 福井専門委員 わかりました。多分、これは一種の図書館学的な話ですね。そうすると、

国会図書館とか大きな大学の図書館とか、そういうところと随分共通項があるような気がするんですけども、その図書館の一角に設けるといので吸収合併するのではまずいのですか。

○川口企画調整課長 図書館は基本的に公開された文書について、選別をせず集めるという哲学でなっております、公文書館は基本的にはこの世に1冊しかないものを、秘のものが多いわけですが、更に膨大ですから、それを選別していく。そうすると哲学が相当程度食い違っておりますので、日本にはアーキビストという専門職が根付いてございません。諸外国にはそうのございますし、公務員制度の職種にもなっておりますが、日本にはそういうようになっておりません。類似項はございますが、やはり職種として違うものではないかというように思っております。

○鈴木主査 時間がありませんから簡単をお願いしたいのですけれども、1つは、13ページで「評価・選別」、「公開の判断」ということを言っておられますけれども、わずか42名の方で----まずその前に1つはっきりしておきたいのは、どういう書類を歴史的書類として保管するのか、その評価・選別、公開の判断というのはどういう基準でおやりになっているのか。これにプロがいるということのをさっきおっしゃっていたけれども、本当に42人の人で、各省のそれぞれのものがこれは歴史価値を持っているとか、あるいはこれは公開に適するとかいうことは判断可能なのかということをお伺いしたいが----42名という人数から言うと、何か基準がなくてはという感じがするのですが、その点はどのようなのですかというのが第1点。

第2点は、9ページに戻って、ここに幾つかのものは書いてありますけれども、これは普通の機関、民間企業ではこういうようなものはすべて外注というのはもう常識で、こういうことを実際に自社でやっている企業はいないと思うのですけれども、しかし、さはさりながら、その下の方に「適切な民間委託等があれば、今後とも検討してまいりたい」という言葉があるのだけれども、これは一般論としての努力目標なのか、それとも具体的にもう少し何かあるのかということをお伺いしたい。そのような場合には、大体この程度の拡大を言っておるのか。それとももう少し違う範疇、つまり管理、企画の分野に入って、あるいは評価の分野に入ってという考えもあるのかということをお伺いしたい。

○川口企画調整課長 先ほどお答え漏れと言いますか、1つ思い出して申し訳ございません。

○鈴木主査 それは後にしてください。

○川口企画調整課長 わかりました。

公務員については事務局から質問がございましたので、お答えをしているものということでございますが、移管と公開については基準がございます。移管については、閣議決定を出発点にして、官房長申合せ、文書課長会議申合せ等の基準がございます。基本的には抽象的には我が国政府の過去の主要な活動を跡づけるために必要な国政上の重要な事項またはその他所管行政上の重要な事項のうち、所管事業に係る重要な政策と国政上の重要な

事項に準ずる重要性があると認められるものに係る意思決定という基準がございまして、これを具体化する各種基準、その当てはめを国立公文書館、内閣府で共同してやっているということでございます。

確かに膨大なものがございます。膨大なものにそれを当てはめるには 42 人は正直言って足りないということでございますが、ここは基準を最大限精緻化するという努力をこれからやろうということでございます。

公開につきましては、これは別途、公文書館で詳細な基準がございます。これを当てはめをするということですが、実際、当てはめということで内容を熟知しておりませんといけませんので、私どもは専門性と各省との内容についての議論ということの積み重ねでやっております。これも 42 人では正直言って厳しいということではございます。

○鈴木主査 私が聞いているのは、そういう基準があるのだったら、それは民間にトランスファーすることができるでしょうという意味で聞いております。

○川口企画調整課長 それは基準がございしますが、ですから、そこは非公開文書が一定数ありまして、その非公開か公開かの基準については基本的に国家公務員法の主要な条文によって規制された職員が必要ではないかというように考えております。

委託につきましては、相当程度と言いますか、委託をした方がコストが安くなるかどうかという点が非常に重大な関心事でございますが、日々予算は非常に厳しい状況ですので、最大限民間委託をするというのは日々検討しております。それは技術も進歩しますので何が適切なのか。毎年毎年見直しをしていくということで、現時点でこれをする予定ですよというところまでは行っておりません。

ただ、既に公開を決めたものについて、マイクロフィルムを写すとかですね。そういうものについてはここに直接書いてございませんが、そういう作業は今でも、もう民間の力を使ってやっております。

○大橋専門委員 今の鈴木主査の質問に関連して、その 9 ページの「適切な民間委託」というのは今の段階で具体的に更に委託したいと考えている何か業務があるのかないのかということですか。

○川口企画調整課長 現時点では適切な民間委託というのは、現時点での事務を前提にしますとすべてしております。ただ、先ほど、官房長官の報告書の中で、機能強化、機能拡大をこれから行うことにしておりますので、そういう中でまた民間委託というエリアがやはりいろいろ出てくる可能性をよく検討しながらやっていきたい。

例えば、中間書庫システムというのを公文書館で行うとしますと、その際にどれだけ民間委託をするのかということは非常に大きな関心を持ってやっていくと。現時点の機能の前提では、できることはすべてやっているということでございます。

○大橋専門委員 時間がないので、後ほどペーパーで事務局の方に出していただきたいと思いますけれども、その 13 ページの、なぜ公務員でやらなければならないかという理由の 1 つに「行政を熟知し」と書いてありますね。その「行政を熟知し」という意味が、その

行政のどんな知識を持っているから公務員でなければならないのか、これについて、もう少し詳しく御説明いただきたいと。これは後ほどペーパーで出していただければいいと思います。

確認だけですけれども、これは今お答えいただきたいんですが、まさにまた 13 ページで「厳格な守秘義務」と書いてありますね。「厳格な守秘義務」と言っている意味は、今、公文書館の職員は公務員ですから、公務員は国家公務員法という規制がかかっているはずなので、そうなるとう当然のことながら、今、課長がおっしゃった信頼失墜行為だとかそういう規律が課せられているわけですね。その上に何らかの特別な守秘義務というのが必要だという意味を込めて厳格なという言葉を使っているのかどうか。

○川口企画調整課長 厳格な守秘義務というのは現在、国家公務員法と同等のという意味で厳格な守秘義務ということです。

○大橋専門委員 同等ということですか。

○川口企画調整課長 はい。ただ、十分厳格だというふうに理解した上で、そういうように申し上げているということです。

○大橋専門委員 よろしゅうございますか。

○原委員 はい。

○大橋専門委員 ありがとうございます。

○川口企画調整課長 どうもありがとうございました。